

同銘同器形群における金文書法考Ⅰ（兩編）

On the bronze script style seen among vessels with the same script and shape

角 田 健 一

Kenichi Tsunoda

はじめに

西周における青銅器製作の背景は複雑である。これは松丸道雄氏による論考「西周青銅器製作の背景」^{*1}の提言などによって既に詳述されている。西周の青銅器は一般的に政治的利用、つまり封建制度の一部として利用されてきた。西周における封建制度は、西洋のフューダリズムとは異なり、血縁関係にある者をそれぞれの地方に封じている。その中であって、青銅器銘文に散見される「……某作□□寶尊彝。」という内容をそのまま解釈されるわけではなく、青銅器は西周王朝側で銘文起草、製作がなされ、諸侯へ授けられたというの、青銅器製作側と受賜される側の普遍的な解釈である。

この問題は未だ理解が困難である点でもあるが、一般的に知られ

る、「西周王朝→諸侯」という流れの青銅器に限れば、有力諸侯にはそれぞれ青銅器を製作する「権利」を有していて、具体的には諸侯側が、西周王朝の工房に注文することが可能だった、ということであるように思う。したがって、実際に銘文起草および、作器は王朝側で行われた、という認識は研究者間でも概ね揺るぎないし、そのような見解に関して特に異論はない。

ところが、一方で諸侯側での作器、もしくは王朝側で作器した器を模倣した、と思われるケースが認められ、殊に後者の問題では、ただ銘文内容に準じて一方的に青銅器の授与側、受賜側という関係だけを取り上げて論じることは困難になっているのも、また事実である。

右の問題はまた別として、「西周王朝↓諸侯」ないし、「諸侯↓諸侯」という青銅器の流れを理解するためには、やはり銘文内容上の解釈が不可欠ともいえる。そのため、比較的長文を有する青銅器については、銘文内容上に限れば、授与、受賜の関係を証明し得るが、それ以外の簡潔な内容、所謂「□□、寶尊彝を作る。」や「□□、寶簋を作る。子子孫孫永く寶とせよ。」のような、「製作者名+作器への願望」を記すだけの「自作器」の範疇にある青銅器では、容易に判断が出来ない。

これらの範疇の器は、「自作器」の名のごとく、推測するに大半は諸侯内における祭祀に用いられたに違いない。しかしながら、その「自作器」、は、一体どのような経緯で、そしてどの機関で製作されたのか、はこれまであまり議論がなされなかった。そして何より、「自作器」に分類される青銅器の範疇は、あまりにも個々の書写水準に差が生じている、という根幹的疑問点が内在している。このような「自作器」は概ね二〇字以内の銘文を有しており、現存する青銅器の割合として最も数が多い。にも関わらず、銘文内容から得られる情報が僅少で、さほど研究対象とされてこなかった。

本論稿は金文の、殊に「書法」に囑目している。金文の書法研究は、直接書写されたものでない点もさることながら、複雑な製作背景、内容、扱う対象などの、多くの問題を孕んでいて、単にその字体や

書きぶりだけに傾倒できない。これらの環境にあつてか、金文の研究では最も乏しい研究分野といえるが、書法を中心に扱うメリットは、これまで研究対象とされてこなかった簡潔な銘文内容にも焦点を当てて論じられる点にある。古文字学の研究には形、音、義、の三つの視点はかねてから指摘されているが、より本質を求めるのであれば、その書写水準や風格も当然含めるべきである。

とりわけ、銘文内容の簡潔な、二〇字前後の銘文を有する青銅器を、書写水準を用いた考察をすることによって、銘文内容の簡潔な器を広く扱うことが出来るメリットに限らず、銘文内容から知り得ない、青銅器の流れ、位置関係を推測できるのである。

本論稿では、「同銘同器形(鬲)」を抽出し、金文の書写のあり方を考察する。本論稿でまず「鬲」の器形を取り上げたのは、文字の製造箇所の問題が大きい。鬲は、一部例外もあるが、一般的に器の淵、もしくはその内側に鑄込まれる。したがって、何行にもわたることはなく、淵を半周、ないし一周するような格好で銘が収められており、拓本上でも一行に収められたような形式となる。つまり複数の行を有する器のように、布置章法を考慮することなく考察を可能とするのである。以後、複数の行を有するような器形の検討に入る前に、より限定的な範疇で考察することが、今後研究に向けての取り掛かりとして適切と判断したためである。

一、「同銘同器形」に見る書法

「同銘同器形」は、同銘（同じ銘文を有している器、ただし字数が前後しても、欠字と思われる器についてはこれに含む）で、同器形（同じ器形の器、器の大きさは問わない）の条件に合致する器と定義している。同銘の器は一つに、確実な「同一人物の作器」が明確にされるといふ点で重要である。製作者が青銅器そのものの製作に関与したかは今、別の問題とすることにして、同一人物の作器であれば、より作器の状況は明確であるほか、同時に発掘されるケースが多く、器が発掘以前にも同時に存在していたことの証明にもなる。

同銘の器が多く作器されるようになるのは、時代的には中期以降だが、先述の通り概ね祭祀の関係であるという見方が強い。同時に出土された器が同時に使われていたかどうかかわからないが、製作者が同一で同銘であれば、その製作者の生存中に、本来は同じ機関で製作されたと考えるのが自然である。単に同銘の条件だけを扱わなかったのは、書法に特化して考察する点を重視し、書写環境をより限定的にした結果を得ることを目的としたからである。同銘同器形を扱う上で、上述した製作背景を前提としながら、書法的側面から、特に以下の問題を示し、本研究の出発点としたい。

- ① 同銘同器形の書写は同一人物に拠るものか。
- ② 器蓋の書写傾向に差異はみられるか。
- ③ 同銘同器形の書写に時代的差異はみられるか。
- ④ 書写水準の差異はみられるか。

右に挙げた四点から得られる情報は異なるが、厳密に言えば、完全に独立しているわけではなく、それぞれ関連がある。①では、製作時での書写の分担の有無そのものを明確するためである。「同銘同器形」の器はその青銅器の文様、器形が酷似しており、同一の鑄造工房で製作された可能性が極めて高い。書写した人物は同一か、複数かは、工房（製作側）や青銅器銘文の書写のあり方を知る上で大きな手がかりとなる。

実際に書写と鑄造工房が同じ行程で行われたかは定かでないが、自名する器（「……某、□□の尊簋を作る。」等の銘文を持つ器）があり、また器の大きさ、器形が明確でない状況下では、書写者が何行に、何文字収めてよいか見当が付きにくい。これでは限られた範囲に書写することが困難である。

とりわけ、青銅器製作と書写の関係を裏付ける、最も決定的な根拠の一つは、「格界線」にある。格界線は、文字を体裁よく収めるために用いられている陽線（銘文が凹で鑄込まれるのに対して、格界線が凸に残るためこう呼ばれる）で、銘文を鑄込む際には、ほぼ

すべての青銅器に用いていたと考えている。現存する青銅器に多くみられないのは、製作の行程で格界線が磨かれているためである。格界線は、器を無視していい加減に作成されるものではなく、器の湾曲にあわせて厳密に引かれている。器形だけでなく、大きさ、形状といった条件が確定して、はじめて書写しているとして、ほぼ問題ない。

このような状況から、鑄造工房と書写者には密接な関係があったと推察される。この関係が同機関内に属しているのか、もしくは工房専属の書写者であるのかを、今断定的に論じることがかなわないが、製作側と書写者間で、殊に製作過程上の書写に至るまでに、決して少なくないやり取りが行われたに違いない。書写者の差異の有無は、製作過程の状況を知る上で重要な糸口となり得るのである。

②は①との関連性も強く含むが、製作時の書写の分担の有無と同時に、「同銘同器形」一群中に器蓋の両銘を有する青銅器の書写状況を得る上で重要である。本論稿では、蓋のない「鬲」を扱うため、器蓋の関係には触れないが、これらの条件を有する「簋」、「缶」といった器形を扱う上では重要な項目である。

③は同銘の器が果たして同時に、もしくは同時期に製作されたのか否かに着目した項目である。同一の製作者名で、かつ同銘であれば、時代変遷に起因する書体的差異は生じるはずがないが、そのよ

うな差異が生じた場合、その器の製作状況について、なぜ時代性にズレのある模倣器が生まれるのか、そしてなぜその必要があったのか、など示唆に富んだ問題を含有する。

最後に④は、書写の差異に関連してその書写水準（レベル）にも瞩目する。これは先述の青銅器の流れを解明する上で、極めて重要であるだけでなく、同銘において大きく書写レベルの差異が生じることがあるとすれば、複数の書写の手によるということに留まらず、これが単に書写専従者の水準領域を示すものなのか、そもそも製作機関が異なっていて、従事している書写専従者のグループが異なるのか、大変複雑な問題へ発展する。しかし一つ一つの器の環境とその書写水準を照らし合わせていくことで、この問題もより解明されていくに違いないし、最終的に最も関心のある点とも言える。

「同銘同器形」を取り上げたのは以上のような点を理解するためである。他にも書写のあり方を考察する上で、浦野俊則氏が提示する方法論^{*2}があるが、殊に書写水準においては、拙論「西周金文における正統的字体試論^{*3}」から得た基準に当てはめるしか、今、客観的な手だてがないのが現状である。研究を進める上で、より客観的な書写水準や字体水準を求める方法論を考察していくことも一つ、課題として加えておかねばならない。

二、隔における「同銘同器形」の数と時代区分

銘文を有する隔は、先述の通り基本的には淵（口沿上、口沿内側）に鑄込まれることが多い。ただし、西周前期に分類される器や長文が鑄込まれる場合は、これに限らない。器の種類、形状に関わらず、同銘を共有する器は、総じて二〇字に満たない器が多い。殊に自作器に分類される器がこれに該当するため、自作器は、同時に複数の同銘を持つ器が製作されるケースが多かったことを示している。

さて、まずは同銘を持つ隔で、五文字以上を有する青銅器をあげると以下の七件が該当する。順に、「青銅器名」、「同銘件数」、（銘文総字数、銘文位置、時代）である。なお、時代区分については、『殷周金文集成』（以下『集成』と略す）に拠った。字数については欠字等も含めるため、前後する器もある。

- ① 微伯鬲「五件」（五字、口沿上、西周中期）
- ② 仲姑鬲「一二件」（六字、口沿内側、西周晚期）
- ③ 伯庸父鬲「八件」（一〇字、口沿上、西周中期）
- ④ 伯先父鬲「二〇件」（一二、一三字、口沿内側、西周中期）
- ⑤ 伯夏父鬲「二〇件」（一五、一七字、口沿内側、西周晚期）
- ⑥ 仲相父鬲「七件」（三五、三七字、口沿至器内壁、西周中期）

右のように全六種の青銅器が条件に該当する。

時代区分をみて分かるように、西周中期から晩期に製作された器のみで、早期の器は見られない。早期ではそもそも同銘の器が少なく、器と蓋に同銘が鑄込まれる例はあるが、別にまた同銘の器が存在するものは多くない。本研究においては、この西周早期の器に関しては物理的に考察が困難であるため、結果西周中期以後の書法考ということになるが、そもそも早期と中晩期では政治的環境も大きく変化し、貴族制へと大きく舵を切る時代である。銘文内容も、冊命金文が現れ、より形式的に、そして書写の傾向も大きく転換する時期にあたるから、早期と晩期を同列に考察することは叶わない。これは別の機会に、別の方法論で述べることにする。

三、同銘による隔の書法

① 微伯鬲

微伯鬲は、一九七六年、陝西省扶風縣法門鎮莊白村で、五件の青銅器が同時に出土し、今はすべて陝西省寶鷄周原博物館にある。大きさ、紋様、形状等は概ね五件とも似通っているが、口沿上への鑄込み方が、右回り二件、左回り三件の二種ある。

【表1】は一字ずつ、抽出し比較したものであるが、どの銘も左

右どちらかに傾くので、やや傾きの補正を加えてある。どの文字も書きぶりとしてはよく似ていることが看取される。ただし、文字構造から、差異が強くみられるのは「鬲」字である。



(磨滅のため不鮮明)

右は、「鬲」字の囲いの形のみを抽出したものである。特に囲いの肩の部分に注目すると、なで肩の角が立たない字形(00516、00518、00519)、(以下五桁の数字は『集成』と対応する番号で、また表にはその通し番号を記載する。)他、肩が上がる字形(00518、00520)がある。一見では、さほど大きな差に見えないが、書写上の観点からみると、実は三種ほど考えられ、書写の有り方に明白な差異を有している。「00516」「00518」の二件を例に見てみたい。

- ・「00516」：①「𠃉」部を先に書き、横画二本を後に足す。
- ：②「𠃉」部を先に書き、両脇の縦画を足す。
- ・「00518」：「𠃉」部の後で、残りの「𠃉」部を書く。

「00516」については、二種考えうるが、「00518」を除く全ての器に該当する。概ね①のような書写と考えるとよいように思うのだが、

①の「𠃉」書写のあと、二本横画を引くときに、「𠃉」のようにかなり沿った状態で書写するのが果たして自然かどうか、やや疑問に思う点があるのも事実である。

少なく見積もっても、この「鬲」字には器間で異なった書写(書き順・書きぶり)をしている。書写の違いそのものは、同一青銅器中にも間々見えるが、囲いの曲がりの度合いや、筆順の違いは、確認できていない。「鬲」字だけを見れば、異筆であると断定してよいように思うが、一方で、「鬲」以外の文字に着目すると、さほど書きぶりが異なるわけではない。

一字だけに字体構造の差異が顕著に表れるのは一体、どのような状況に起因するのか、という疑問は残るものの、他の文字に目を配り、相対的に見るならば、「00520」の器に限っては他の書きぶりとは異なる、と捉えることも可能である。それは字体というよりは、字幅の不統一によるものだろう。



右は、「00516」(上)と「00520」(下)の拓の全景である。「00516」は文字の大きさ、字幅が統一されており、他の三件の器もこれには準じている。「00520」では字幅に統一感が見られない。一字目の

「微」字や、「霽」字は他の文字よりも字幅があるのは明白である。これに合わせて「鬲」字の字体などを含めて結論づければ、「00520」の一件のみ、異筆である。加えて、書写水準からみれば、「00520」の字幅の不統一に拠って、他の四件と比較するとやや劣るだろう。

② 仲姑鬲

仲姑鬲は、全一二件を有しており、同銘を持つ鬲としては最も多い。しかしながら、出土の経緯については不明な点も多く、現在の収蔵先も分散している。このうち一件は日本に伝来していて、現在は京都の泉屋博古館に一件ある。今、資料として外観を確認できるのは三件だが、概ね同様の紋様、形を有しており、『集成』では西周晚期に分類される。

一字ずつ抽出した【表2】を見ると、これだけ同銘の器を有しながら、書きぶりとして非常によく似る。「仲」字の丸み、「姑」字の偏旁のズレなど、字体構造としてだけ見れば、ほぼ同一の手による書きぶりだと判断出来ないこともない。

ただ、字体こそよく似るものの、仲姑鬲は少なくとも二人以上の手によって書かれたものではないか、と考えている。説明の都合上、二種の書き手の異なる器を二件ずつ挙げておきたい。右から順に「00547」「00551」「00552」「00554」である。



一見すると改めて、四種とも字体、書風がよく似ている。ところが一字一字詳細に考察していくと、タイプごとに相違点が見られる。順に見てみたい。ただし、「中」字、「華」字には目立った差異は見られないので、ここでは割愛する。今、仮に右の二件をAタイプ、左二件をBタイプとしておく。

「姑」字：【A】「女」部を前倒れの形に作る。


：【B】「女」部を後倒れの形に作る。また「口」部がAタイプよりもやや大きい。

「作」字：【A】「凵」部の横画部がやや丸み帯びる。また文字内の余白が多く、明るい。

：【B】「凵」部の横画部が直線的。右上の余白を多くと

ることで、縦画が強調され縦長の印象が強い。

「羞」字：【A】「羊」部の冠部「𠂔」が、左右の斜画の終点位置に近い箇所から縦画を書く。

…【B】斜画の終点位置とは、明確に異なる位置から縦画を書く。（）

「鬲」字：【A】囲いの部位がなで肩の形。

…【B】囲いの部位が張った形。

右のように、タイプごとに書きぶりの違いが見られる。また、拓の全景をみて分かるように、文字を同比率の大きさにした時にも、Bタイプは、Aタイプよりも縦長に文字を収めており、字間も多く取る傾向がある。異なった布置章法であることも、これらの違いを裏付ける根拠となる。加えて、Aタイプの両器、Bタイプの両器にそれぞれの書きぶりの共通点を見出せることも同時に確認しておきたい。

本器では異筆の傾向が窺えるのは明確である。ただし、【表2】の如く、文字だけを取り上げて比較すると、その書写傾向は非常に酷似しており、異筆と一見にして判断するのは容易ではない。「仲姑鬲」は一二件という多くの同銘を有しながら一定の統一感を保っているのは、これらが同一機関によって、そしてまた、同一の書写

系統によって、製作や書写されたことを暗に示している。

本器の書写については、全てが同一人物の手ではないとしたが、一つ考慮すべき点がある。それは同一の書写者が、日を変えて、或は時間を置いて、その書写を行った場合、この程度差異が起り得る可能性を完全には否定できないという点である。これに加えて、鑄込ままでの製作過程の問題も生じてくる。書写の状況が明らかでない今、これを早々に結論付けることは出来ないが、しかし、極端ではないけれども、傾向の違い、しかも共通の書写傾向を持ったタイプ別けが、同銘内で可能であることは、書写の段階である程度、その傾向の違いを示しているに違いはない、と考えて問題ないように思われる。

③ 伯庸父鬲

伯庸父鬲は一九六一年、陝西省西安市で全て同時に発掘されている。いずれの器も今、陝西省歴史博物館にある。

銘文は口沿上にあり、全八件中、七件が左回りに文字が鑄込まれている。そして右回りに鑄込まれた一件（「00623」）が、他の七件の器とは書きぶりを異にしている。（【表3】参照）

伯庸父鬲の銘文は、①普遍的でない字体を有していて、かつ②同銘内にその特殊な字体が共通してみられる、という二つの条件に合

う文字が三例ある。二字目「庸」字、三字目「父」字、四字目「作」字の全三字である。当然、特殊な字体が他の青銅器にわたって、同様の共通点をもつ場合、同一人物が書写した可能性が極めて高いのは言うまでもない。三字の特殊な点に触れておきたい。

「庸」字：通常、「庸」のように中央部の「口」部から上下の梯子の部位が離れることはないが、本器では上部が離れる（「庸」）

「父」字：説文には、「又（手）を以て杖を挙ぐるに従ふ」とあって、杖、ないし斧の頭部（白川説）を持った形である。したがって、「一」部と「丩」は接続していなければならぬし、普遍的な字体では当然接続しているが、本器の「父」字は接続しない。（「父」）

「作」字：普遍的な字体は「作」のように中央部の横画が直線的だが、「作」のように右上に反る。

そして、これらの特殊な字体に該当しないのが、唯一右回りに配字する、「00623」の一件である。この器のみ、上記の三字の特殊性には該当しない。「父」字などは縦画がなく、この器自体、とても正統性を有しているとは思えないが、銘文の鑄込み方、字体の特徴

から見て、「00623」の器だけが異筆であり、他の七件は同一書写者によると断定できる。

④ 伯先父鬲

伯先父鬲は、全一〇件、一九七六年に全て陝西省扶風県で出土し、今は旧蔵扶風県文物管理所に所蔵される。重さ、高さ、外観についても全て確認しうるが、どの器も酷似している。

さて、伯先父鬲は書写の観点から見ると、非常に複雑である。書きぶりは、文字によっては同様の特徴が全ての器に見られる文字もあるが、欠字や字体構造の差異が、それぞれの器【表4】に少しずつある。一器ずつ述べるると煩瑣な論述になるので、対象となる文字を表にした。【表5】のようになる。

字体、欠字について同条件の器がないことがわかる。欠字、字体の差異等が殆どの器に該当していて、多様であるにも関わらず、逆に表に挙げていない文字、例えば「子」字、「孫」字など、頭部を極端に大きくする書きぶりは一定の特徴を有している。

また特殊な字体で統一されている文字もある。「用」字である。「用」字の普遍的な字体は、伯先父鬲の如き字体ではなく、横画三本中、中央を通さない最上部の横画は、ふつう右側にある。伯先父鬲の字は左側にこれを書写しているが、字例は多くなく、例えば『金文

編』（中華書局、一九八五）所収の「用」字では三分の一程度が左側に横画がある。字書の性格上、字体の異なる文字を多く取り上げているはずで、西周期全体を見れば、比率としては更に少なくなる。

すると、なぜこのような状況が生まれてくるのかという点について指摘しておかねばなるまい。注目すべきは、「00651」と「00652」の器である。「00651」は、欠字や字体の違いが殆どみられない。文字としても、実はこの一〇件中最も正統的である。字体もさることながら、特に字間が整理されており配慮に行き届いている点が、他の器とは明らかに異なっている。

したがって一つ推測するならば、他の器は、この器の原稿を基に書写したのではないか、というものである。複数の同銘を持つ器（これは同一器形に限らない）は、一つの銘文の出来がよく、他の器はそれから少し崩れたような字形を示すものは少なくない。他にも同一グループの書写によるもの等、考えられないわけではないが、共通する文字について書風があまりにも似すぎる点から、同じグループであるかは別として、基礎となる原稿があつて、そこからいくつかの手によって書写されたと考えたほうが合理的である。この問題については別の機会に詳述する必要があるが、この類いの例は、今は、概ね右のように考えている。

また、「00652」については他の器と、その字体差異の性格を異に




する。それは「其」字、「永」字に見える。殊に「其」字は、「00652」の脚部における部位附加の字体が特殊というわけではなく、部位附加されない字体とほぼ同例ある。特筆すべきは、このような字体差異は、意識的に行わなければ、まず現れないという点にある。一方で、やはり他の器と酷似した文字を有していて理解が難しいところもあるが、同銘間の「其」字に対して二種の字体が認識されていたということ、そしてそれを使い分けている様子を実際に確認出来る点は興味深い。これは「永」字についても同様のことを指摘しうる。改めて「00651」と「00652」の両器を比較すると、「作」字、「炆」字、「鬲」字、「尊」字など、書きぶりが異なっている点も見られるから、この両器については、異筆として結論づけてよいだろう。

⑤ 伯夏父鬲

伯夏父鬲は、出土の経緯が明らかな器が少ない。少なくとも科学的発掘が行われる以前から、既に世に現れていた器ばかりであるらしく、その内一件は江蘇省餘杭の質素な倉庫で発見されたらしい。それぞれの器が別のルートで引き継がれて、今は北京故宫や上海博物館などに所蔵される。銘文は十七字、全一〇件である。

【表6】は銘文の比較表である。科学的発掘以前の器で不明な点が多くあるものの、その書風は極めて酷似していることをまず確認

しておきたい。口沿上部に鑄込まれている一件を除けば、すべて口沿内部に鑄込まれており、鑄込まれる状況もほぼ同様である。

字体に瞩目すると、「00721」の器については他の器と比較して異筆であることが指摘できる。「夏」字の脚部の構造、「父」字の書きぶり、「畢」字の「田」部の大きさ、「子」字、「孫」字の脚部の長さ、「宝」字の「宀」部、「用」字の反りなど、指摘しうる点がいくつもある。これに近い器が「00722」「00723」の両器である。いずれも「畢」字の「田」部を小さめにし、下部の囲いに包み込まれるような字形を取る。また「子」字、「孫」字の脚部の長さ、そして、「姫」字の「」部の冠部の横画が出る字体（他の器は、縦画が出る）が三件とも共通している。また伯夏父鬲の「用」字は、詳細に考察していくと、横画三本が均等ではなく、一本目と二本目の横画が狭い傾向があるが、該当する三件は比較的横画が均等に書写されている。加えて「00722」では「夏」字の「」部の巻き込み、「00723」については「享」字の「」部を楕円に書写する点も「00721」と同様の特徴を有しているといえよう。すべての字体が統一しているわけではないが、字体構造上で見るに、これらは概ね同じ系統の書写の様子が窺える。

そしてもう一つは、「00720」「00721」「00728」の三件である。まず明確なのは、「鬲」字の中央梯子部、横画が二画あり（「00728」

は欠字）、「萬」字は最終画が上に蹴上げるような字形で共通している。他の文字も字形そのものが極めて酷似しており、この三件は同筆であろうと推測される。

他の器に関しては、もう一系統あるようにも思われるし、しかし、明確な判断がし難い。「用」字の字体の特徴を持ち出すならば、どちらかといえば残りの器は後者の器に近い字体を有するようと思われる。

何れにしても伯夏父鬲には最低でも二種の書きぶりが確認される。書風や印象としてはどの器も正統的な字体で、共通点も見いだすことが可能だが、これら二系統の風を意図的に変える必要があるようには思えない。同一の書風を持った書写グループが、分担して書写したと考えるとよいだろう。

⑥ 仲枅父鬲

仲枅父鬲は一九六二年に三件、一九六七年に四件と二回分けて陝西省永寿县で出土した。ただ、一九六二年出土のものは明確に分かっているわけではなく、そのように伝えられている、という程度で、正確には分からない。

仲枅父鬲は他の器よりもやや字数を有していて、多少の情報が得られるので、触れておきたい。

唯六月初吉、師湯父有司仲柎父作寶鬲。用敢饗孝于皇祖考、用祈眉壽。其萬年子子孫孫其永寶用。

(唯六月初吉、師湯父の有司仲柎父、寶鬲を作る。用て敢んで

皇祖考に饗孝し、用て眉壽を祈む。其れ萬年ならむことを。

子子孫孫、其れ永く寶用せよ。)

銘文中に「師湯父の有司仲柎父」とあるから、製作者の仲柎父は師湯父に使える身であったようである。師湯父は『金文人名匯編』^{*4}によれば、西周中期後半の人で、周王朝の師職とする。自らが製作した器に、師湯父鼎がある。

唯十又二月初吉丙午、王、在周新宮、在射廬、王呼宰應、賜□

弓象弭、矢羣、彤斝。師湯父、拜稽首、作朕文考□叔彝。其萬

年。孫孫子子、永寶用。

(唯十又二月初吉丙午、王、周の新宮に在り、射廬に在りて、王、

宰應を呼び、□弓象弭、矢羣彤斝を賜はしむ。師湯父、拜

して稽首し、朕が文考□叔彝を作る。其れ萬年ならむことを。

孫孫子子、永く寶用せよ。)

「王、周の新宮に在り、射廬に在りて」の語は、「一五年趙曹鼎」や「師遽簋」にも見られることから、『商周青銅器銘文選』^{*5}では、師湯父鼎を恭王期に断代する。従って、仲柎父もまた、恭王期の人であろうし、仲柎父鬲の製作年代もおのずとそのようになる。

では製作年代を念頭に置きながら、仲柎父鬲の字体【表7】を項目立てて順に述べたい。

i 特殊な字体を持つ器


仲柎父鬲においては、正統的な要素が少なく、特殊な字体や、字体の傾きを有する器群があり、しかも時代的差異のような特徴が散見されることも特筆すべき点である。この時代的差異は主に、西周期よりも時代の下った春秋戦国時代の特徴である。「0079」の器に注目し、時代的に違和感のある要素を持つ文字を抽出すると左のようになる。

「」 「中」字…西周期では中央部は楕円に作る。

「」 「孫」字…「子」部の頭部を逆三角形に作る。

「」 「宝」字…「貝」部(と思われる)を中央部に置く。

殊に、この器は字体を理解せずに書写している文字が多く見られることも指摘しておく必要がある。「初」字、「湯」字、「司」字、「饗」字、「祈」字、「眉」字、「壽」字、「萬」字、「年」字、「宝」字など挙げられるが、むしろ理解して書写していると思われる文字のほうが少ない。字体の特徴の視点からのみ指摘することが可能ならば、これ

は自作銘器^{*}の特徴そのものである。また西周期の器にしては、線が華奢な点も、その印象を増幅させる原因となっている。「00752」では「鬲」字を「」のように書写しているが、この囲いの両脇の反りはやや装飾的要素を含んでいて、西周器にはほとんど見られない特徴である。そして、「敢」字、や「有」字は一部に反転している部位があることも含め、「00759」と同様に字形を理解せずに書写する文字も少なくない。

ii 字体が酷似する器

一 つ目は「00746」「00748」の両器である。これらは特殊な字体にも関わらず、極めて酷似した字体的特徴を共有している。

「初」字…「」部、左側を垂直に書写する。

「湯」字…「日」部の点を有していない。「00748」は摩滅)

「有」字…「又」部の最終部を右に曲げる。

「司」字…「」部の右部に「×」のような部位を有している。

「饗」字…「食」部の冠部が大きい。

「其」字…左に傾く。

右は、とりわけ特徴的な文字を挙げたが、他にも「月」字、「用」字、

などがあって、これらの字形も極めてよく似ている。「00748」は上部に摩滅している文字が多いためすべて確認し得ないが、確認出来る文字だけでも共通点が多く、同筆として判断して差し支えなからう。

二 つ目は「00750」「00751」の両器である。これらは、右の「00746」「00748」の両器と近い特徴を有する文字もあって、同じ一群に含めることも検討したが左記のように、決定的に異なる点がある。

「初」字…「衣」部が左右接続する。

「柎」字…「母」部の上部が膨れない。

「饗」字…左右の足部が長い。

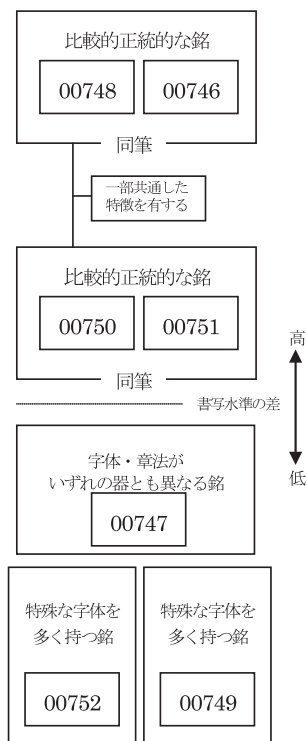
「孝」字…上部と下部の間に距離がある。

逆に、共通する点としては、①「有」字の「月」部の書写（二画目のみ「又」部に接続）、②「湯」字「日」部の点を有さない、また③「司」字の右部の「×」部を有する点である。系統的には似るが、同筆とは言い難い点があるのは否めない。

iii 一群の字体の有り方

仲柎父鬲の一群は、多様な面を見せる器が多い。ここで簡単に整

理しておきたい。



右のように、同筆と思われる器が二組、ほか同筆とは認められない器がそれぞれ一件ずつある。その内二件は春秋戦国期の字体的特徴が一部に認められる、という状況である。

ここで、もう一度仲枅父鬲と関連のある師湯父鼎に振り返ってみたい。師湯父鼎の銘文内容と共に、その字体に目を向けてみると、かなり非正統的要素を含んでいることが明白である。銘文内容から見れば、王との関連性を窺わせるには十分な内容であるが、王朝から青銅器を与えられたとするには、あまりにも字体が崩れている。一般的な冊命金文に見られる字体とはかけ離れていることから、師湯父鼎はおそらく、文字通り、師湯父自身が作成した青銅器なのだろうと思われる。この状況から師湯父には、何らかの方法で青銅器を製作する手段があることになる。そして師湯父鼎の特殊な字体として「湯」字の「日」部に点を打たないことなども、本器との関連

をおわせる要素である。左図のように師湯父鼎では初めから点を取つていないような字形を取る。



師湯父鼎



00746



00751



00752

そうすると、仲枅父鬲は銘文内容から判断して、おそらく師湯父か、それに近い関係の範囲で青銅器を製作された器であると仮定しても無理な推論とはいえない。周王朝と距離感のある機関での製作であることによって、字体的にもやや自由な表現が可能だった、ととれるが、明確な書写基準や字体基準を持たなかったというのが正確な表現かもしれない。

特殊な字体を多く有する「00749」の器は、『考古』（一九七九、二期）で出土報告がなされ、他の「00746」、「00747」の器と造形、装飾が完全に同一であるとの指摘がある。これによって、まず後世による偽作の疑いは概ね排除できるし、この器のみ、別の時期に製作されたと仮定しても、仲枅父の亡き後、再び同一製作者名で、同銘の青銅器を製作する意図は見出しがたい。いかなる視点から判断しても、さほど期間を置かずして、製作された一群に違いないのである。



実は、この出土の際、「00749」らと同時に出土された器（図―上）に、簋がある。鬲と簋の銘文上の差は「作寶鬲」と「作寶簋」の一字違いしかないが、同時に出土された他の鬲の器よりも正統的な字体を有している。これらと同時の出土ではないが、同銘を有する器に、北京故宮にある器（図―下）もあり、これもまた鬲よりも正統的な字体を示している。少なくとも簋は書写水準で見れば、鬲よりもはるかに高いレベルを示すのである。

したがって、仲柎父関連の類似した銘文の器群だけで、三段階の書写水準が見られることになる。同時期に製作され、製作者も銘文内容も同じ、という範疇から、明らかな書写の違いが見えるだけでなく、書写水準の差異があり、さらに恭王期には本来見現れるはずのない、春秋戦国期の如き字体が確認されるのである。これらがほぼ同銘の器に存在している点は特筆すべきである。

おわりに

本研究で明らかになった点を整理すると以下のようである。

一、同銘同器形群の器は、いずれも複数の手によって書写された。ただし、全て異筆ではなく、微伯鬲のように一件のみが異筆と認められるものもある。

二、微伯鬲、仲姑鬲、伯庸父鬲、伯先父鬲、伯夏父鬲の五種の器に

ついでには異筆でありながら、明確な書写水準の差はない。仲柎父鬲にのみ明らかな書写水準の差が見られる。

三、仲柎父鬲では、書写の水準の差異や書きぶりが複雑である。加えて、銘文内容とその字体から、師湯父との関係を匂わせる。「銘文内容が酷似する簋銘」、鬲では「比較的的正統的な銘」、「特殊な字体を多く有する銘」と、書写レベルは三段階に区分可能である。

右の点から、同一銘の書写の書きぶりについては、想像以上に、複雑であることが理解できる。ちなみに、仲柎父鬲に見える時代的差異の如き字体の特徴は、恭王期頃には既に、水面下でその胎動があったのかもしれない。そしてこの特徴が、王朝側の作器ではなく、それよりも低い水準の器に見られることも、一つ重要な点として指摘しておかねばなるまい。

本論稿では、まず鬲の器形に限定し、その書きぶりについて考察した。鬲銘だけでは判断しえない点も多いが、書写水準の異なる銘を確認出来たことは、青銅器の流れを捉えるという点において肝要である。今後他の器形を考察していく中で、より多角的な視点からその流れや書写傾向を捉え、西周期の複雑な青銅器の流通について徐々に明らかにしていきたい。

【注】

*1 『西周青銅器とその国家』（松丸道雄編、東京大学出版会、一九八〇）に収録。青銅器製作の背景や、諸侯器についての指摘がなされる。

*2 「西周金文における同銘異筆論」（『書学書道史論叢／2011』、書学書道史学会、二〇一一）で、浦野俊則氏は、「全体感、文字の配置、配列上の相違」、「文字の大きさと粗密の相違」、「同一文字における点画構成上の相違」、「筆法上の相違」の四点を挙げ異筆とする。

*3 『書道学論集9』（二〇一二、大東文化大学文学研究科書道学専攻院生会）八一―二五頁

*4 『金文人名匯編』（呉鎮烽、中華書局、一九八七）一九八頁

*5 『商周青銅器銘文選3』（文物出版社、一九八八）一四八頁

*6 詳細は前掲、『書道学論集9』を参照されたいが、主に字体面から指摘出来る「自作銘器」の特徴は、①反転、②部位相違、③部位付加、④非対称性、⑤欠筆や接続の不十分の五点が挙げられる。

序号						
00141	中	結	止	手	手	手
00142	中	結	止	手	手	手
00143	中	結	止	手	手	手
00150	中	結	止	手	手	手
00151	中	結	止	手	手	手
00152	中	結	止	手	手	手
00153	中	結	止	手	手	手
00154	中	結	止	手	手	手
00155	中	結	止	手	手	手
00156	中	結	止	手	手	手
00157	中	結	止	手	手	手
00158	中	結	止	手	手	手

〔表2〕

序号					
00114	中	白	止	手	手
00117	中	白	止	手	手
00118	中	白	止	手	手
00119	中	白	止	手	手
00120	中	白	止	手	手

〔表1〕

序号										
00116	中	白	止	手	手	手	手	手	手	手
00117	中	白	止	手	手	手	手	手	手	手
00118	中	白	止	手	手	手	手	手	手	手
00119	中	白	止	手	手	手	手	手	手	手
00120	中	白	止	手	手	手	手	手	手	手
00121	中	白	止	手	手	手	手	手	手	手
00122	中	白	止	手	手	手	手	手	手	手
00123	中	白	止	手	手	手	手	手	手	手

〔表3〕

【表4】

00049													
00050													
00051													
00052													
00053													
00054													
00055						文字							
00056						文字							
00057						文字							
00058			文字										

【表5】

	先	作	天+天	天	天	天	天	天	天
649			「天」の形に似る。						
650	「天」の形に似る。書体上の特徴が不明。天の形に似る。	「天」の形に似る。天の形に似る。		「天」の形に似る。天の形に似る。					
651									「天」の形に似る。天の形に似る。
652									「天」の形に似る。天の形に似る。
653	「天」の形に似る。書体上の特徴が不明。天の形に似る。	「天」の形に似る。天の形に似る。	「天」の形に似る。天の形に似る。						
654		「天」の形に似る。書体上の特徴が不明。天の形に似る。							「天」の形に似る。天の形に似る。
655									「天」の形に似る。天の形に似る。
656	「天」の形に似る。書体上の特徴が不明。天の形に似る。	「天」の形に似る。天の形に似る。	「天」の形に似る。天の形に似る。						「天」の形に似る。天の形に似る。
657		「天」の形に似る。天の形に似る。							「天」の形に似る。天の形に似る。
658		「天」の形に似る。書体上の特徴が不明。天の形に似る。	「天」の形に似る。天の形に似る。						「天」の形に似る。天の形に似る。

